



橿原市と天理大学との包括的連携に関する協定書



橿原市（以下「甲」という。）と天理大学（以下「乙」という。）とは、地域社会の発展に資するため、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。また、相互に連携し、情報発信を行うこととする。

- （1）地域文化及び地域産業の振興に関すること
- （2）教育及び人材育成に関すること
- （3）生涯学習に関すること
- （4）まちづくりに関すること
- （5）国際交流に関すること
- （6）スポーツ活動の推進及び健康増進に関すること
- （7）学術研究に関すること
- （8）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は5年とする。ただし、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとする。

（細 則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月18日

橿原市長

亀田忠孝

天理大学長

永尾政昭